（別紙１）

国立大雪青少年交流の家バス運行について

当交流の家が保有する大型バス及びマイクロバスの令和５年度の運行について、下記の通り変更しますのでお知らせいたします。

記

１．バス利用申請書の提出

昨年度まで電話及び利用申込書での申請でしたが、令和５年度より（別紙２）「バス利用申請書」の提出をもって申請を受理します。

２．バス申請期間

下記の提出期日までにバス利用申請書を提出した団体で調整を行い、同月１０日頃までにバスの運行を決定し、お知らせします。

利用開始日	４～６月利用	７～９月利用	10～12月利用	１～３月利用
提出期日	２月１日	５月１日	８月１日	１１月１日

※令和５年４～６月の利用団体については、今年度に限り、提出期日を**２月１７日(金)**までとし、運行決定を２月２７日（月）にします。令和６年度以降は、表のとおりの期日となります。

提出期日を過ぎた申請については、調整後に運転手の手配が可能な運行日程であれば申請を受け付けますので、当交流の家までお問い合わせください。

３．運行調整の優先順位

「体験活動を全ての利用者に提供する」と「小規模校でも集団宿泊活動を実施できるように支援する」という考え方から、次のとおり運行調整に優先順位を設けます。なお、特別な配慮を要する団体は優先して運行します。

第１順位　施設が主催・共催する事業
第２順位　小規模園・小規模学校（引率者以外の人数が１５名未満）
第３順位　学校団体（小規模校を除く）
第４順位　幼稚園・保育園・こども園（非認可を含む）（小規模園を除く）
第５順位　青少年団体
第６順位　一般団体

４．活動場所への運行

利用の40日前までにバス利用申請書をご提出ください。研修プログラム調整時に併せて運行調整も行います。宿泊利用に係る入退所の運行を優先し、運転手の手配が可能な時のみ運行を受け付けます。

５．運行料金の徴収（予定）

バス運行に係る実費相当分（１kmあたりの燃料代を含むため、毎年度変動します）を交流の家で算出し、徴収する予定です。詳細は後日、改めて交流の家ホームページに掲載します。